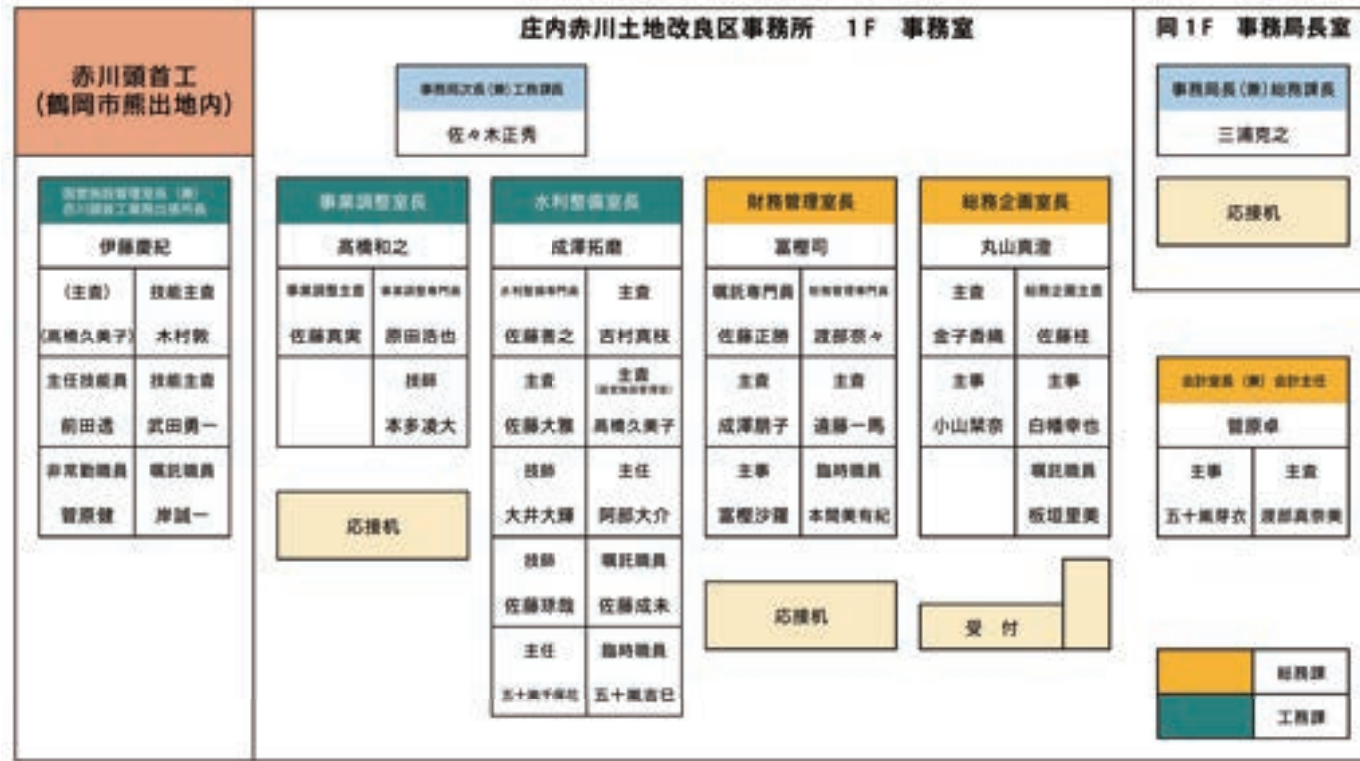


令和8年度事務局体制

■ 配置図 (令和8年4月現在)



水利整備室 ☎0235-22-2477	<ul style="list-style-type: none"> ● 水利及び施設管理全般に関すること ● 洪水被害対策及び復旧に関すること ● 農道管理業務受託に関すること ほか 	総務企画室 ☎0235-22-2135	<ul style="list-style-type: none"> ● 予算編成に関すること ● 人事に関すること ● 定款、規約等の改廃に関すること ほか
事業調整室 ☎0235-22-2488	<ul style="list-style-type: none"> ● 国営事業の計画及び採択に関すること ● 各種水利権の取得及び更新に関すること ● 水土里ビジョン策定に関すること ほか 	会計室 ☎0235-22-5079	<ul style="list-style-type: none"> ● 会計・出納業務に関すること ● 決算及び財務状況に関すること ほか
国営施設管理室 ☎0235-53-2414	<ul style="list-style-type: none"> ● 基幹的水利施設の操作管理に関すること ● 小水力発電事業に関すること ● 水源涵養林の保全管理に関すること ほか 	財務管理室 ☎0235-22-5079	<ul style="list-style-type: none"> ● 賦課徴収に関すること ● 農地の異動に関すること ● 農地の転用・開発行為に関すること ● 他目的使用等財務管理に関する業務 ほか
FAX: 0235-22-2434 (工務課共通) E-mail: koumu@shonaiakagawa.jp		FAX: 0235-22-2185 (総務課共通) E-mail: info@shonaiakagawa.jp	

ホームページをご利用ください
各種申請書様式やお知らせ等を公開しております。

庄内赤川土地改良区 検索

新人職員紹介

本年度より新しく4名の職員を採用しました。どうぞよろしくお願いいたします。

左から

- 総務課会計室 五十嵐芽衣(いからし めい)
- 総務課財務管理室 富樫 沙羅(とがし さら)
- 工務課水利整備室 佐藤 琢哉(さとう たくや)
- 工務課事業調整室 本多 凌大(ほんた りょうと)

広報
No.37
令和8年5月

庄内赤川

～まもり・つづける・みらいへのこす～



◆COVER
棚田が織りなす田園風景(鶴岡市田代地内)

◆PICK UP
第12回ディスカバー農山漁村の宝 優良事例地区に選定されました(P.12)

庄内赤川土地改良区 山形県鶴岡市馬場町7番35号
TEL:0235-22-2135(代表) FAX:0235-22-2185
受益面積:11,246.56ha 組合員数:4,096人 (R8.4現在)



理事長あいさつ



庄内赤川土地改良区
理事長 志田敏朗

(令和8年 第22回通常総代会挨拶より)

第22回庄内赤川土地改良区通常総代会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

組合員の皆様をはじめ関係皆様からは日頃より当改良区の円滑な運営と事業推進に対し、多大なるご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

皆様ご承知のとおり、当改良区においては昨年9月に本間松弥前理事長が急逝されるという大変残念な出来事がありました。本間前理事長におかれましては平成30年6月から約7年間に亘り、本区の事業推進と地域の農業農村の発展に尽力され、多大なるご貢献とご功績を残されました。

あらためまして、心より哀悼の意を表するとともに、その後に理事長という重責を引き継ぎました私をはじめ役職員が更に一致団結し、改良区の健全な運営と土地改良事業の推進に専心努力して参る所存でありますので皆様からはこれまで以上のご理解とご支援をお願い申し上げる次第であります。

さて、昨年は大変な猛暑の年となり、7月の平均気温が過去最高を記録し、また、降雨量についても過去最少を観測するなど記録的な高温と少雨に見舞われました。本区管内の用水につきましても近年まれにみる渇水となり、大変危機的な状況に直面したわけではありますが、総代の皆様はじめ関係各位からご協力をいただき何とか乗り切ることが出来ました。

本年の用水につきましても、年明けからまとまった雪が降ったこともあり、春先の用水確保については支障のないものと思われませんが、やはり夏場にしっかりと雨が降ることが何より大事ですので、そのようになるよう祈るところであります。また、令和8年度の土地改良予算に関連しましては、国や県の予算も大変厳しい中、管内の農地整備事業をはじめとする各種事業の予算につきましては県当局の協力のもとに順調に予算措置がなされております。今後も各種事業の更なる推進に努めて参る所存であります。

また、令和8年度においては工務部門を中心に事務局機構の再編を予定しております。この再編においては、水利調整や災害対応等における機動性と柔軟性を高めることにより、事業の継続性を確保するとともに新規事業に係る業務を専門的に行う部門を新設するなど管内における広域的かつ持続可能な水利施設等の保全管理体制の整備を推進するものであります。組合員の皆様からも新たな業務体制の確立に対しましては、何卒ご理解とお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。



雪が残る月山と馬渡の桜並木

広報発行によせて



農業・農村の豊かな未来に向けて
山形県庄内総合支庁産業経済部
農林技監(兼)農村計画課長
門脇 健 様



県営井岡地区農地整備事業施工状況

庄内赤川土地改良区の役職員及び組合員の皆様におかれましては、日頃から本県の農業農村整備事業の推進につきまして、多大な御理解と御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

昨年、農政をめぐる土地改良法の改正や新たな食料・農業・農村基本計画が策定されるなど、大きな動きがありました。こうした情勢の変化を捉え、昨年9月に策定された国の新たな土地改良計画においては、今後の土地改良事業の基本的な方向性ととも、新たな基本法に基づく初動5年間の農業構造転換集中対策期間において集中的・重点的に実施する農地の大区画化などの具体的な対策が示されたところです。

一方、本県では、昨年3月に策定した『第5次農林水産業元気創造戦略』において、担い手を中心とした多様な人材の力と、スマート技術等の新たな技術力を最大限に活用して、迫りくる困難な局面を打開し、食料供給県としての本県の役割を維持するとともに、農林漁業者が豊かさを実感し、誇り・夢・希望を持てる農林水産業を実現していくための目標や具体的なプロジェクトを掲げ、様々な施策を展開しているところです。

農業農村整備分野では、低コスト・省力化に向けた農地の大区画化や、老朽化する農業水利施設の整備・保全、防災重点農業用ため池の強靱化対策、田んぼダムの取組拡大、「水土里ビジョン」の策定支援、日本型直接支払(多面的機能支払、中山間地域等直接支払)による農村振興など、地域や時代のニーズに応える取組を推進してまいります。

「水土里ビジョン」については、昨年の土地改良法の改正を受け、土地改良区が市町村や関係者と連携し、将来にわたり地域の農業水利施設を適切に保全管理していくための計画、通称「水土里ビジョン」を策定する仕組みが創設されたところです。「水土里ビジョン」の策定は、関係者との連携による組織の体制強化を通じて、土地改良区の役割を果たしつつ、将来にわたり地域が一体となって地域社会を支え、基幹から末端までの農業水利施設を保全管理することにより、農業用水が安定的に供給される農地の維持を図るものです。県としては「水土里ビジョ

ン」の策定に当たり、土地改良区と市町、関係者の皆様と、今後も情報を共有しながら、必要な支援を行ってまいります。

昨年の夏は、非常に暑い上に雨がなかなか降らず、全国的にも渇水傾向となり、米の価格と相まって報道でも大きく取り上げられました。貴土地改良区管内においても、農業用水の供給には御苦労があったとお聞きしておりますが、番水や取水量調整の渇水対策の効果もあり、水稻は良好な作柄・収量が確保されたことは、皆様の御尽力によるものと心から敬意を表します。この事態に接して、必要な農業用水の確保と安定的に供給すること、それを確実にするためには農業水利施設を適切に保全管理することが非常に重要だと改めて感じているところです。

庄内赤川土地改良区においては、国営ICTモデル事業に取り組み、湯野沢地域ではポンプ設備と各ほ場給水栓が連動するスマート水管理(自動給水制御)システムの導入により、節水、節電及び労力軽減の効率的水管理が確立されております。今年度からは農業生産基盤情報通信環境整備事業に着手され、天保堰頭首工等の農業水利施設の省力化管理に向けて、監視・制御に係る衛星通信等の先進的技術の導入及び効果検証に取り組まれます。これらの先進的技術を積極的に活用する貴土地改良区の姿勢は、本県農業農村整備をけん引し、その効果が他地域へ波及するものと期待しております。

また、農地の大区画化や用水管路化の基盤整備を実施する、岡山地区、宝谷地区、中楯地区、井岡地区、豊浦地区、黄金地区をはじめとする県営事業の実施に当たっては御尽力を賜り感謝申し上げます。

令和8年度農業農村整備事業関係予算については、土地改良関係者の多大な御尽力により、当初予算と農業構造転換集中対策等補正予算を含めて、地域の要望に応えるべく予算を確保したところです。

これにより、庄内赤川土地改良区管内における農業・農村の豊かな未来に向けて農業農村整備事業を着実に推進してまいりますので、引き続き、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

第22回通常総代会

令和8年3月12日、東京第一ホテル鶴岡において、第22回通常総代会が開催されました。総代現数60名全員出席（書面議決書の提出による出席者5名を含む）のもと、議長に小野寺幸弥総代（第6選挙区・荒俣）、副議長に佐藤健総代（第9選挙区・大山）を選出し、今年度予算をはじめとする全32案件の慎重審議の結果、原案通り可決されました。

付議事項

- 承認第3号 専決処分の承認について
- 承認第4号 賦課金不納欠損処分について
- 議第1号 定款の一部変更について
- 議第2号 規約の一部改正について
- 議第3号 水利運営協議会設置規程の一部改正について
- 議第4号 長期借入金（黄金地区）の変更について
- 議第5号 長期借入金（岡山地区）の変更について
- 議第6号 長期借入金（宝谷地区）の変更について
- 議第7号 長期借入金（中楯地区）の変更について
- 議第8号 長期借入金（井岡地区）の変更について
- 議第9号 令和7年度一般会計第5回補正予算
- 議第10号 令和7年度（特別会計）赤川地区共同管理費第2回補正予算
- 議第11号 令和7年度（特別会計）赤川地区小水力発電事業費第1回補正予算
- 議第12号 令和7年度（特別会計）天保大川地区小水力発電事業費第1回補正予算
- 議第13号 債務負担契約の議決について
- 議第14号 土地改良施設維持管理適正化事業資金の拠出について
- 議第15号 豊浦地区県営土地改良事業の実施について
- 議第16号 県営押切地区水利施設整備事業の施行申請について
- 議第17号 長期借入金（黄金地区）について
- 議第18号 長期借入金（岡山地区）について
- 議第19号 長期借入金（宝谷地区）について
- 議第20号 長期借入金（中楯地区）について
- 議第21号 長期借入金（井岡地区）について
- 議第22号 長期借入金（豊浦地区）について
- 議第23号 令和8年度区費賦課徴収方法について
- 議第24号 令和8年度地区除外決済金について
- 議第25号 令和8年度一般会計収入支出予算について
- 議第26号 令和8年度（特別会計）赤川地区共同管理費収入支出予算について
- 議第27号 令和8年度（特別会計）赤川地区小水力発電事業費収入支出予算について
- 議第28号 令和8年度（特別会計）天保大川地区小水力発電事業費収入支出予算について
- 議第29号 指定金融機関等について
- 議第30号 役員（理事）補欠選挙について



志田理事長あいさつ



右側：議長 小野寺総代
左側：副議長 佐藤 総代

報告事項

- 監報告第2号 令和7年度第2回定例監査報告

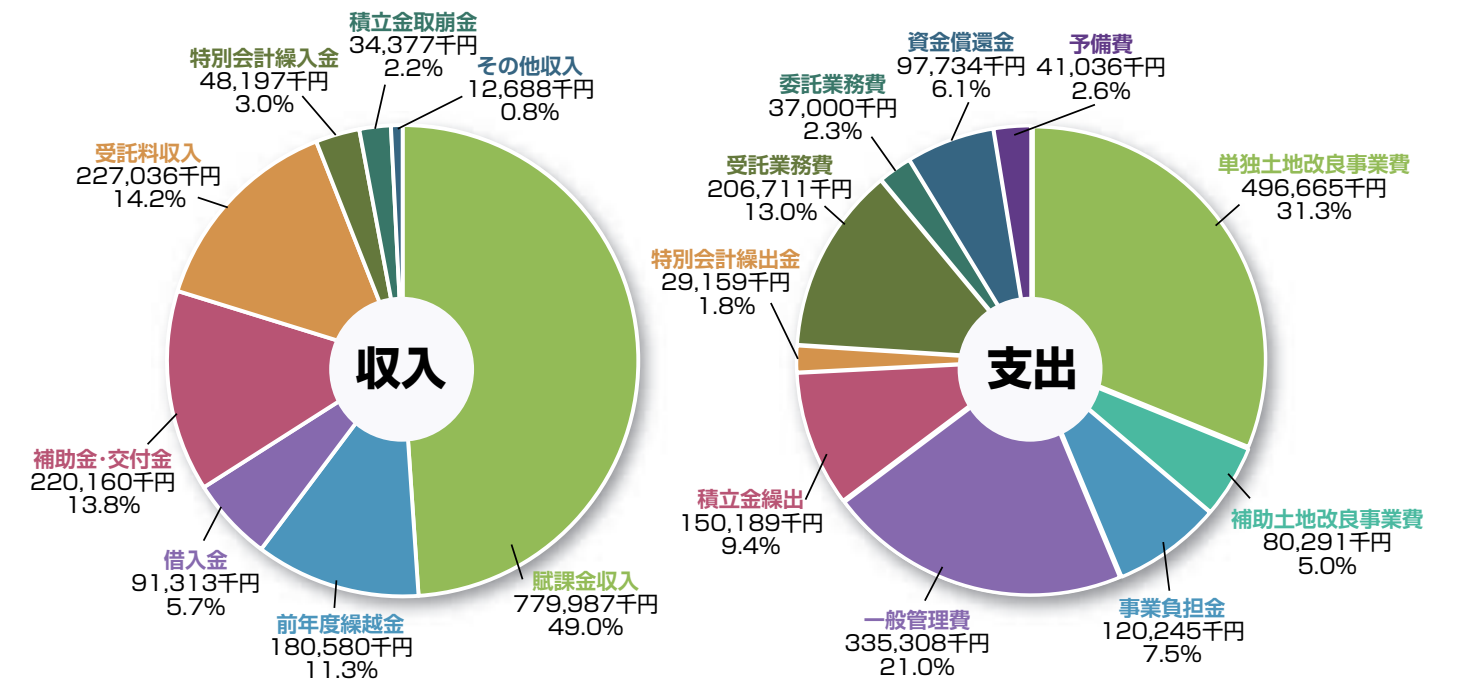


総代会の様子

令和8年度予算

一般会計

予算総額 1,594,338千円



一般会計内 各事業費内訳

(単位：千円)

事業区分	予算額	事業区分	予算額
運営事務費	168,869	大泉地区維持管理事業費	10,393
青龍寺川地区共通事業費	169,395	東郷堰地区維持管理事業費	73,365
中川地区共通事業費	179,020	県営岡山地区事業費	21,130
天保大川地区共通事業費	106,194	県営宝谷地区事業費	19,787
八沢川地区共通事業費	118,215	県営中楯地区事業費	17,733
団体営土地改良事業費	270	県営井岡地区事業費	15,612
県営赤川圃場整備事業費	104,685	県営広野地区事業費	141,133
鶴岡西部県営圃場整備事業費	319,389	県営黄金地区事業費	33,936
押切地区事業費	46,581	県営豊浦地区事業費	25,153
広野地区事業費	23,478		
計		計	1,594,338

特別会計

(単位：千円)

会計区分	予算額
赤川地区共同管理費	128,246
赤川地区小水力発電事業費	49,246
天保大川地区小水力発電事業費	2,802
特別会計 3会計 合計	180,294



▲赤川地区小水力発電所 内部風景

令和8年度 主な事業と予算

(単位：千円)

青龍寺川地区共通事業費

維持管理費(用水費、揚水機場費)	
・臨時雇賃金(賃金、浚渫費等)	3,014
・修繕費(工事費)	4,500
・水道光熱費(電力料)	5,730
・業務委託料(刈払費、電気設備保安管理委託料)	16,899
適正化事業費	6,378
受託業務費(沖堰・尾花排水機場)	5,794

県営赤川圃場整備事業費(青龍寺川地区)

維持管理費(揚水機場費、用水費、排水費)	
・臨時雇賃金(賃金、浚渫費等)	640
・修繕費(工事費、整備工事費、浚渫費)	18,700
・水道光熱費(電力料)	2,940
・業務委託料(刈払費、電気設備保安管理委託料)	8,170
適正化事業費	716
受託業務費(農道管理業務受託工事費)	3,187

鶴岡西部県営圃場整備事業費

維持管理費(整備工事費、揚水機場費)	
・臨時雇賃金	21,282
・修繕費(工事費、修繕費)	21,850
・水道光熱費(電力料)	52,076
・業務委託料(刈払費、電気設備保安管理委託料)	17,120
適正化事業費	12,265
受託業務費(農道管理業務受託工事費等)	155,169

大泉地区維持管理事業費

維持管理費(用水費、排水費、揚水機場費)	
・修繕費(工事費、修繕費、整備工事費)	3,500
・業務委託料(刈払費等)	1,700

東郷堰地区維持管理事業費

維持管理費(揚水機場費、用排水路費)	
・臨時雇賃金(賃金、浚渫費等)	5,460
・修繕費(修繕費、工事費、整備工事費)	13,100
・水道光熱費	14,873
・業務委託料(刈払費、電気設備保安管理委託料)	2,110
適正化事業費	4,186

県営岡山地区事業費

受託業務費(換地業務委託料)	2,200
事業分担金(県営農地整備事業費)	16,775

県営井岡地区事業費

受託業務費(換地業務委託料)	1,550
事業分担金(県営農地整備事業費)	11,750

県営黄金地区事業費

事業分担金(県営農地整備事業費)	29,888
------------------	--------

中川地区共通事業費

維持管理費(用水費、排水費、揚水機場費)	
・臨時雇賃金(賃金、浚渫費等)	8,238
・修繕費(工事費、修繕費)	14,300
・水道光熱費(電力料)	7,590
・業務委託料(刈払費等)	19,088
適正化事業費	19,668
水利施設等整備・保全合理化事業費	6,600
受託業務費(二丁堀・二丁排水機場)	5,907

県営赤川圃場整備事業(5-1・5-2事業区)

維持管理費(揚水機場費、用水費、排水費)	
・臨時雇賃金(賃金、浚渫費)	3,375
・修繕費(工事費、修繕費、整備工事費)	22,800
・水道光熱費(電力料、水道料)	3,610
・業務委託料(刈払費、電気設備保安管理委託料)	7,820
受託業務費(農道管理業務受託工事費)	2,104

押切地区事業費

維持管理費(用排水路費、揚水機場費)	
・臨時雇賃金(賃金、浚渫費)	5,014
・修繕費(工事費、修繕費)	10,000
・水道光熱費	13,840
・業務委託料(刈払費、電気設備保安管理委託料)	2,009
適正化事業費	1,024

広野地区事業費

維持管理費(揚水機場費、用排水路費、整備工事費)	
・修繕費(修繕費、工事費、浚渫費等)	6,300
・業務委託料(刈払費)	4,400
長期借入金繰上償還金(県営農地整備事業)	95,619

天保大川地区共通事業費

維持管理費(用排水費、揚水機場費、整備工事費)	
・臨時雇賃金(賃金、浚渫費等)	5,085
・修繕費(整備工事費、工事費)	35,000
・水道光熱費(電力料、燃料費)	3,322
・業務委託料(刈払費、刈払機械費等)	7,240
適正化事業費	4,065
受託業務費(農道管理業務受託工事費等)	2,921

県営宝谷地区事業費

受託業務費(換地業務委託料)	3,400
事業分担金(県営農地整備事業費)	14,882

八沢川地区共通事業費

維持管理費(用水費、排水費、揚水機場費、ため池費)	
・臨時雇賃金(賃金、浚渫費等)	7,486
・修繕費(整備工事費、工事費、修繕費)	22,300
・水道光熱費	24,900
・業務委託料(刈払費、電気設備保安管理委託料)	5,384
適正化事業費	739
受託業務費(農道管理業務受託工事費・大山地区)	2,279

県営中楯地区事業費

受託業務費(換地業務委託料)	2,500
事業分担金(県営農地整備事業費)	14,280

県営豊浦地区事業費

受託業務費(換地業務委託料)	19,700
事業分担金(県営農地整備事業費)	4,080

【特別会計】赤川地区共同管理費

維持管理費(赤川頭首工、西1号・東1号幹線用水路、大鳥ダム、赤川用水管理センター、区所有水源涵養林等)	
・給料及び臨時雇賃金	27,445
・修繕費	7,000
・水道光熱費(電力料、燃料費)	4,432
・業務委託料	13,230

【特別会計】赤川地区小水力発電事業費

発電事業	
・人件費(給料、管理委託費等)	2,036
・発電所維持管理費(保守点検、回線使用料等)	2,750

【特別会計】天保大川地区小水力発電事業費

発電事業	
・人件費、発電所維持管理費等	2,193

庄内赤川土地改良区役員補欠選挙結果について

役員(理事)補欠選挙が第22回通常総代会にて行われました。立候補者数が定数を越えなかったため、無投票により下記の方が当選しました。



理事 **長谷川 篤**
第9被選挙区・中楯

【任期】
令和11年3月31日まで

庄内赤川土地改良区総代補欠選挙結果について

総代補欠選挙が令和8年3月6日、当改良区総代選挙規程に基づき行われ、次の方々が無投票で選出されました。



総代 **高橋 芳典**
第8選挙区・浜中



総代 **小林 秀樹**
第9選挙区・菱津

【任期】 令和11年3月6日まで

令和8年度 賦課金及び賦課徴収方法

- 賦課期日：令和8年4月1日現在の土地原簿記載地積により賦課
- 徴収期限：【第1期】令和8年5月31日・【第2期】令和8年10月31日
※事前に口座残高の確認をお願いします。なお、令和2年度より口座振替賦課金領収書は発行していません。
- 納付場所：JA(鶴岡、庄内たがわ、庄内みどり、そでうら)の各本支所・支店・出張所、庄内銀行鶴岡営業部・各支店、きらやか銀行の各支店、鶴岡信用金庫本店、本土改良区事務所
- 令和8年度賦課金一覧

事業番号	事業区分	1,000㎡当り 賦課金額(円)	前年度比 (円)	賦課額の割合			
				第1期	第2期		
全地区							
0101	経常賦課金	運営事務費	600	-	50%	50%	
青龍寺川地区							
0201	青龍寺川地区共通事業費	維持管理費	2,000	+400	50%	50%	
0202		赤川管理費	420	-			
1201	県営赤川圃場整備事業費	維持管理費	2,080	-	30%	70%	
1301		湯田川地区 揚水機掛り	4,900	-			
1302		湯田川地区 溪流掛り	1,400	-			
1322	鶴岡西部県営圃場整備事業費	維持管理費	5,100	+200	30%	70%	
1323		大泉地区	6,200	+600			
1324		栄地区	6,000	+600			
1601		共同地区	800	+400			
1602	大泉地区維持管理事業費	維持管理費	130	-	50%	50%	
1603		岡山地区	100	-			
1701		安丹堰地区	100	-			
1702	東郷堰地区維持管理事業費	維持管理費	4,550	-	50%	50%	
1703		門前地区	9,400	-			
1704		尾花開田地区	7,900	-			
1704		成田開田地区	800	-			
中川地区							
0301	中川地区共通事業費	維持管理費	2,980	+200	50%	50%	
0302		赤川管理費	520	+100			
1211	県営赤川圃場整備事業費	維持管理費	1,850	+300	30%	70%	
1212		第5-2事業区	4,700	+500			
1401	押切地区事業費	維持管理費	1,200	-	40%	60%	
1402		共通地区	3,800	+200			
1403		事業費	(注1)1,500	+1,300			
1404		維持管理費	9,760	-			
1501	広野地区事業費	維持管理費	2,400	-	50%	50%	
1503		昭和地区	5,750	-			
天保大川地区							
0401	天保大川地区共通事業費	維持管理費	5,750	-	50%	50%	
0402		赤川管理費	150	-			
八沢川地区							
0501	八沢川地区共通事業費	維持管理費	2,100	-	50%	50%	
0511		共通地区	2,200	-			
0512		田川地区	4,200	-			
0513		上郷地区	3,600	-			
0514		大山地区	3,800	-			
0521		馬町地区	3,800	-			
0521		豊浦地区	800	-			
事業実施地区							
2002	事業実施地区	事業費	県営黄金地区A(賃貸人)	350	+100	0%	100%
2003			県営黄金地区B(賃借人)	350	+100		
2004			県営岡山地区	2,000	-	50%	50%
2005			県営宝谷地区	3,000	+1,000		
2006			県営中楯地区	2,000	-		
2007			県営井岡地区	1,000	-		
2008			県営広野地区A(賃貸人)	1,000	-	0%	100%
2009			県営広野地区B(賃借人)	1,000	-		
2010			県営豊浦地区	2,000	新規		

(注1) 令和8年度より、農地所有者にも負担していただいていた事業費が全額耕作者負担となります。

賦課金の期限内納付をお願いします

土地改良区は組合員の皆様からの賦課金により運営されております。適正な業務運営及び土地改良事業等を実施する上で必要な経費ですので、必ず期限内の納付をお願いいたします。賦課金の納付は口座振替のほか、コンビニエンスストア等でも可能です。

口座振替

- JA 鶴岡
- JA 庄内たがわ
- JA 庄内みどり
- JA そでうら

納付書払い

- JA 鶴岡
- JA 庄内たがわ
- JA 庄内みどり
- JA そでうら

コンビニ払い

- セブンイレブン
- ローソン
- ツルハドラッグ
- ウエルシア
- ファミリーマート
- デイリーヤマザキ
- セイムス
- イオン 他

※専用の払込取扱票を発行いたしますので総務課財務管理室までご連絡ください。(上限30万円まで)

滞納処分(財産調査・差押)の実施

賦課金の滞納は土地改良法に基づき、地方税の滞納処分の例により県知事の認可を受けて理事が処分執行することになります。滞納者には電話連絡・個別訪問を行いながら納入の督促をしていますが、それでも難しい場合は、財産の調査・差押に踏み切っています。

- ※令和7年度滞納処分実績
- 財産調査(滞納者の勤務先及び、各金融機関での債務調査) 6件
- 給与差押 1件

組合員資格変更の届出について

◆次のような場合は土地改良区へ「組合員資格得喪通知書」の提出をお願いします。

- 農地の賃貸借契約および解約、売買等のとき
- 組合員が亡くなったとき
- 経営移譲をされたとき
- 住所・氏名・電話番号・口座に変更があったとき

・賦課金は毎年4月1日現在の土地原簿を基準に賦課されます。期限までに届出がない場合、前組合員(前耕作者や所有者)に賦課されますので、新しい耕作者と当事者同士で精算をお願いします。

届出の注意点

- 土地改良区の土地原簿修正には、関係者双方の連名による「組合員資格得喪通知書」の提出が必要です。
- 農地の権利関係に異動【耕作者・所有者の変更等】があった場合には農業委員会や農協への手続きだけでなく土地改良区への届出も必要になります。農協受委託や農地中間管理事業についても本人申請による届出が原則となっておりますので、受委託等が確定しましたら早めに本区まで届出をお願いします。
- 賃貸借契約の期間満了による解約についても届出が必要ですのでご注意ください。

※届出用紙や振替口座変更のための用紙は本区及び各JA本支所・支店・出張所・窓口、本区ホームページにて準備しております。

滞納賦課金の取扱いと農地の権利移転について

◆滞納賦課金は新組合員に継承されます

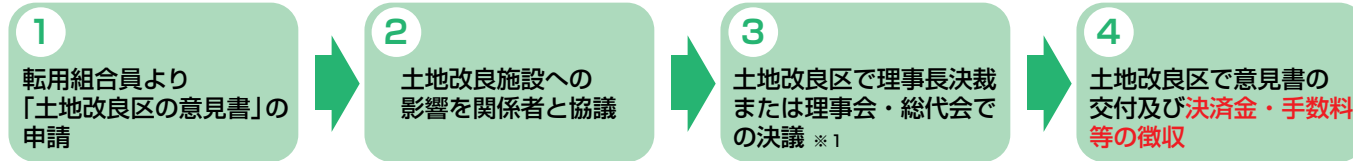
- 滞納賦課金のある農地が賃貸借・売買等により組合員が変わる場合、土地改良法第42条第1項の規定により、新たな組合員が滞納賦課金を継承し納付しなければなりません。賃貸借・売買等の契約前に滞納賦課金の有無をご確認ください。
- また、滞納賦課金のある農地は中間管理機構を通して貸付希望を申請しても内部審査により取り下げとなる場合がありますのでご注意ください。

農地転用と地区除外決済金について

農地転用について

農地転用（農地を農地以外の用途に転換すること）をする場合は農地法による許可が必要となりますので、あらかじめ関係市町の農業委員会に相談のうえ、正規の手続きを行ってください。（農業委員会から「土地改良区の意見書」の提出を求められることがあります。）

「土地改良区の意見書」の申請から交付までの流れ



※1 転用面積により1週間～最大で6か月かかる場合がありますので、時間に余裕を持った申請をお願いします。

農地転用の申請に必要なもの【土地改良区での手続き】

- 農地転用等の通知書
- 地区除外申請書の提出
- 決済金の納付

【添付書類】

- 農業委員会に提出する計画図面及び書類一式（副本）
- 役員、総代、生産組合、水利運営協議会の同意書

決済金とは

農地転用により土地改良区の受益農地が減少しても、土地改良施設（用排水路等）の維持管理費は減少しません。他の組合員の負担にならないよう土地改良法第42条第2項及び地区除外処理規定により納めて頂くものが決済金です。農地が公共事業用地（河川、道路、学校等公共施設）として買収される場合も同様です。

必要な決済の対象範囲（決済金による精算額）

土地改良事業計画又は施行する国・県営事業等の負担金（分担金）・借入償還残元金、未納賦課金等

土地改良施設の維持管理費

国営赤川二期農業水利事業受益地の農振除外について

令和3年度の国営赤川二期農業水利事業完了により、事業完了後8年（R4～R11年度）未経過の事業受益地については、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」により、各市町の農業振興地域計画で定められている「農業地域」からの除外（農振除外）は、原則として認められません。詳しくは総務課財務管理室までお問合せ下さい。

令和8年度地区除外決済金一覧

事業番号	事業区分	1,000㎡当り決済金額(円)	事業番号	事業区分	1,000㎡当り決済金額(円)
運営事務費					
			中川地区		
0101	全地区	18,000	0301	維持管理	89,400
			0302	赤川管理	15,600
青龍寺川地区					
0201	共通事業費	60,000	1211	県営赤川圃場第5-1事業区	55,500
0202	赤川管理	12,600	1212	整備事業費	141,000
1201	県営赤川圃場整備事業費	62,400	1401	共通地区	36,000
			1402	押切地区事業費	114,000
			1404	落合地区	292,800
1301	湯田川地区 揚水機掛り	147,000	1501	共通地区	72,000
1302	湯田川地区 溪流掛り	42,000	1503	昭和地区	172,500
1322	鶴岡西部県営圃場整備事業費	153,000	八沢川地区		
1323	大泉地区	186,000	0501	共通地区	63,000
1324	京田地区	180,000	0511	田川地区	66,000
1601	共同地区	24,000	0512	上郷地区	126,000
1602	大泉地区 共同地区	3,900	0513	大山地区	108,000
1603	岡山地区	3,000	0514	馬町地区	114,000
1701	東郷堰地区	136,500	0521	豊浦地区	24,000
1702	門前地区	282,000	事業実施地区		
1703	尾花開田地区	237,000	2002	県営黄金地区	44,402
1704	成田開田地区	24,000	2004	県営岡山地区	133,118
天保大川地区					
0401	共通事業費	172,500	2005	県営宝谷地区	258,493
0402	赤川管理	4,500	2006	県営中橋地区	109,416
			2007	県営井岡地区	36,399
			2008	県営広野地区	60,257

お知らせ

赤川頭首工において、河川法により
水田への掛水が認められているのは4/26から9/15までです。
 水の利用方法を誤れば**水利権の取り消し**につながる恐れがあります。
必ずルールに則った水管理を行い、違法な水利用は絶対にしないでください！

赤川頭首工からの水利権許可可取水量

水路維持用水(非農業用水) (m³/s)			農業用水 (m³/s)		年間総取水量 (千m³)
			代掻期	普通期	
4/11~4/15	4/16~4/20	4/21~4/25	4/26~5/10	5/11~9/15	309,210
11.881	16.752	23.322	41.446	30.856	

4/11~4/25の水路維持用水は非農業用水です

本区管内の用水路底盤部や側壁部には、冷たくきれいな水を好む赤川地区特有の藻類が繁殖し、通水障害の要因となっています。またこれらがスクリーン地点に堆積すると、土砂やゴミ等も絡まり、通水障害が生じ、溢水の被害も懸念されるほか、ほ場に流入した場合は代掻き等の営農作業に支障を来す恐れがあります。

このため、毎年かんがい用水の取水前に藻類等の通水障害物を排除の上、水路機能を維持する作業が必要であり、通水により水路内の藻類等を安全かつ効果的に除去することが必要です。水路内の清掃のため取水許可を受けたものが水路維持用水です。

○かんがい期間中に水止めを実施する場合について

- (1) 地震（震度4以上）が発生し、施設の点検が必要となるとき
- (2) 大雨、洪水等の各警報が発令されたとき
- (3) 各ダムの放流等により河川が増水したとき
- (4) 流木等が赤川頭首工取水口スクリーンに絡み取水が困難となったとき
- (5) 局地的集中豪雨（ゲリラ豪雨）が発生したとき
- (6) 事故等の緊急事態が発生したとき

※降雨時の取水停止の備えとして、ハウスにタンクを設置する等の策を講じてください

○土地改良施設の使用について

本区で管理する土地改良施設を使用する場合は**土地改良施設他目的使用の申請が必要**です

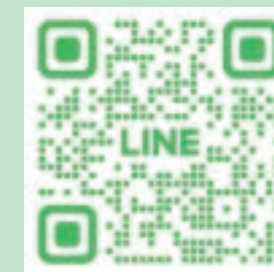
- (1) 土地改良施設（排水路等）に対し、雨水排水・合併浄化槽処理水を放流するとき
- (2) 土地改良施設（用排水路・揚水機場・農道等）を出入口等に使用するとき

○境界確認について

土地改良施設等との境界を確認したい場合は**境界確認申請書の提出が必要**です

■公式LINEをご活用ください！！

昨年度より庄内赤川土地改良区の公式LINEを開設しました。
 こちらは赤川頭首工の用水情報（取水停止・再開、流量切替など）を随時発信しますので、ご希望の方はどうぞご利用ください。



※ご登録方法は右記を参考にお願いします。

- ①スマホでQRコードを読み取り
- ②追加を押して完了です

ディスカバー農山漁村の宝優良事例地区に選定されました

農林水産省が主催する第12回ディスカバー農山漁村の宝アワードにおいて、農山漁村の有するポテンシャルを引き出す優れた活動を実施している団体として全国30地区の中に本区の取り組みが選定されました。

また、令和7年12月には農林水産省にて選定証授与式が行われ、令和8年1月に首相官邸において実施された交流会に出席しました。

本区では、赤川の水源となる上流山間部の約1,300haの林野を水源涵養林として所有しており、山や川が持つ多面的な機能を伝えるために地域の方々と様々なイベントを実施しております。

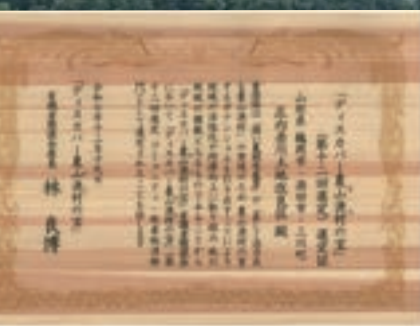
また、所有林野を次世代につなげるためGPSを活用した林班図の3D図化や、近年深刻化する農業の担い手不足に対する解決策の一つとして注目を集めるICTスマート農業を実践しており、これらの取り組みが評価され、全国選定と併せて今村選考委員より特別賞「ICTが山林を救う」で賞も受賞いたしました。



選定団体集合写真
(前列左から黄川田内閣府特命大臣、有識者懇談会林座長、木原内閣官房長官、鈴木農林水産大臣)



特別賞「ICTが山林を救う」で賞
記念楯



ディスカバー農山漁村の宝 選定証

”未来へつなごう！”ふるさとの水生里子ども絵画展

ふるさとの農業や農村は作物生産のほか、水生生物を育み、広がる風景が心に安らぎを与えてくれる、私たちの生活に欠かすことのできない存在です。これらの貴重な財産を未来へとつなげるため、子供たちに絵を通してその魅力を感じてもらうために、「ふるさとの水生里（みどり）子供絵画展」が、全国水生里ネットによって主催されています。今年度も子どもたちの素晴らしい絵を募集しておりますので、下記要項をご覧ください、たくさんのご応募お待ちしております。

応募資格：小学生以下
応募期間：令和8年8月～9月初旬まで
提出先：庄内赤川土地改良区事務所
用紙サイズ：四つ切り画用紙サイズ 38cm×54cmのみです。
絵のテーマ：田んぼや畑、農業用水路、ため池、水路を守る人たち、農業に関する風習、郷土料理、農作業風景など農業や農村に係るもの。
※応募者全員に後ほど参加賞をお渡しいたします。
また、詳しい応募方法は7月頃本区HPにて公開いたします。

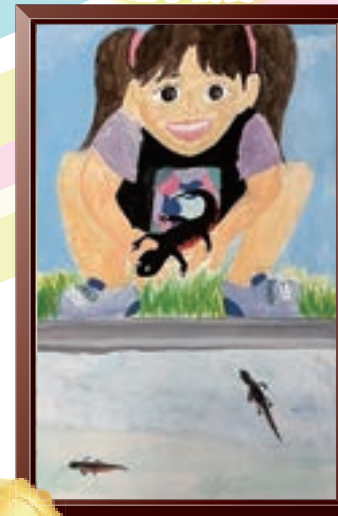
入賞作品は
本区事務所玄関に
展示して
います!!

～ 令和7年度管内入賞作品 ～
たくさんのご応募ありがとうございました!!

庄内赤川土地改良区
理事長賞

入選

佳作



イモリみっけ!
渡部珠羽さん



真っ赤なさくらんぼ
渡部紗冬さん



田んぼに宿る田之神
金内煌弦さん

永年勤続表彰

永きに渡りご尽力いただきありがとうございました

施設管理人

◆小林 豊揮 氏	横内揚水機場	平成 9年～令和7年(勤続29年)
◆長谷川幸一郎 氏	関根堰	平成18年～令和7年(勤続20年)
◆井上 秀夫 氏	新斎部分水工	平成25年～令和7年(勤続13年)
◆萬年 精二郎 氏	湯田川揚水機場	平成25年～令和7年(勤続13年)
◆山口 昌志 氏	小尺第2用水路	平成25年～令和7年(勤続13年)
◆小南 雄明 氏	京田第2揚水機場	平成27年～令和7年(勤続11年)
	新形用水路	
◆木野 由三 氏	押切第1・2・3揚水機場	平成27年～令和7年(勤続11年)
	土口揚水機場	